

令和3年第1回上富田町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 令和3年5月12日午前9時00分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	樫木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	樫山裕子	副局長	小倉一仁
------	------	-----	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	宮内一裕	会計管理者	十河貴子
総務課長	水口和洋	総務課副課長	中島正博
振興課長	平尾好孝	振興課副課長	吉田忠弘
税務課長	笠松昭宏	住民課長	瀬田和哉
住民課副課長	芦口正史	住民課副課長	陸平志保
福祉課長	木村陽子	福祉課副課長	芝健治
福祉課副課長	坂本真理子	長寿課長	宮本真里
長寿課副課長	目良大敏	建設課長	栗田信孝

建設課副課長	山根康生	建設課副課長	谷本和久
上下水道課長	谷本誠	上下水道課副課長	陸平将史
教育委員会事務局長	三浦誠	教育委員会事務局副局長	平岩晃
教育委員会事務局			
学校給食センター所長	前芝由希		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 2 号 上富田町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 報告第 3 号 上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 報告第 4 号 令和 2 年度上富田町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 6 報告第 5 号 令和 2 年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 7 報告第 6 号 令和 2 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 報告第 7 号 令和 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 報告第 8 号 上富田町水道事業会計建設改良費の繰越について
- 日程第 10 議案第 37 号 調停の成立につき議決を求めることについて

△開 会 午前9時00分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回上富田町議会臨時会を開会いたします。

日程に入るに先立ちまして、クールビス期間となっております。本日は上着を取っていただいて結構かと思えます。当局の方も上着を取っていただいて結構であります。

また、全国で新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いており、和歌山県内にも不要不急の外出自粛要請等が出されております。皆様におかれましても十分にご注意をいただき、感染拡大防止にご協力をお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

また、地方自治法第121条の規定により出席要求した本臨時会の説明員につきましても、お手元に配付をしております。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において12番、木本眞次君、1番、山本哲也君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。本日、ここに令和3年第1回上富田町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

さて、本臨時会に上程いたします諸議案は、報告事項として、条例の一部改正が2件、令和2年度上富田町一般会計補正予算1件、令和2年度一般会計繰越明許費繰越計算書が1件、令和2年度特別会計補正予算2件、上富田町水道事業会計建設改良費の繰越しについて1件、議案として、調停の成立につき議決を求めることについての1件でございます。

以上8議案を本臨時会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきましてご説明いたします。

報告第2号は、上富田町税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。改正の概要は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限の延長、住宅借入金等特別税額控除の特例の延長などを定めたものであり、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日付で専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第3号は、上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。押印廃止が進められている流れで、固定資産評価審査委員会について、国が示すモデル条例が改正されたことを受け、本町の条例の一部を改正するものであり、令和3年3月31日付で専決処分を行っております。

次に、報告第4号は、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第9号）であります。今回の補正は、令和2年度の実質収支を見込んだ最終予算であり、共同作業場の土壌検査委託料と、特別会計宅地造成事業繰出金、くまいちプロジェクト事業費補助金を増額措置しています。財源としましては、財政調整基金からの繰入れと企業版ふるさと納税による寄附金を充当しており、既定額に1,477万9,000円を追加し、予算総額を86億3,277万5,000円と定め、令和3年3月31日付で専決処分を行っております。

次に、報告第5号につきましては、令和2年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。今回、共同作業場土壌検査事業、訴訟業務委託事業、道路メンテナン

ス事業、公園遊具設置事業、現年発生公共土木施設災害復旧事業について、年度内に事業が完成しなかったため、令和3年度へ5,798万5,000円を繰越ししています。

次に、報告第6号は、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）であります。今回の補正は、令和2年度の実質収支を見込んだ最終予算であり、保険事業費の精査によるものであり、既定額に48万9,000円を追加し、予算総額を18億9,416万2,000円と定め、令和3年3月31日付で専決処分を行っております。

次に、報告第7号は、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）であります。今回の補正は、令和2年度の実質収支を見込んだ最終予算であり、一般会計からの繰入金を予算計上するもので、既定額に440万9,000円を追加し、予算総額を3億1,018万3,000円と定め、令和3年3月31日付で専決処分を行っております。

次に、報告第8号は、上富田町水道事業会計建設改良費の繰越についてであります。今回、上岩田地区での水道管布設替工事が年度内に完成しなかったため、令和3年度へ3,160万200円を繰越しています。

次に、議案第37号は、調停の成立につき議決を求めることについてであります。株式会社カナセとの和解調停条項案に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上が本臨時会に上程いたします諸議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長並びに副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、機構改革後の初議会でありますので、職員につきましては副町長より紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

4月1日付の職員の人事異動に伴い、説明員の紹介について、これを許可いたします。副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

おはようございます。

それでは、4月1日付で、今回、機構改革により人事異動を発令しましたので、本日出席しています委員全員の紹介をさせていただきますので、よろしくお願いします。

会計管理者、十河貴子です。

○会計管理者（十河貴子）

よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

総務課長、水口和洋です。

○総務課長（水口和洋）

水口です。どうぞよろしく申し上げます。

○副町長（山本敏章）

総務課副課長、中島正博です。

○総務課副課長（中島正博）

中島でございます。よろしくお願ひいたします。

○副町長（山本敏章）

振興課長、平尾好孝です。

○振興課長（平尾好孝）

平尾です。よろしく申し上げます。

○副町長（山本敏章）

振興課副課長、吉田忠弘です。

○振興課副課長（吉田忠弘）

吉田です。よろしく申し上げます。

○副町長（山本敏章）

建設課長、栗田信孝です。

○建設課長（栗田信孝）

栗田です。よろしくお願ひいたします。

○副町長（山本敏章）

建設課副課長、山根康生です。

○建設課副課長（山根康生）

山根です。よろしく申し上げます。

○副町長（山本敏章）

建設課副課長、谷本和久です。今回、昇格であります。

○建設課副課長（谷本和久）

谷本です。よろしく申し上げます。

○副町長（山本敏章）

上下水道課長、谷本誠です。今回、昇格であります。

○上下水道課長（谷本 誠）

谷本です。よろしく申し上げます。

○副町長（山本敏章）

上下水道課副課長、陸平将史です。今回、昇格であります。

○上下水道課副課長（陸平将史）

陸平です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

続いて、向かって右側の職員を紹介させていただきます。

教育委員会事務局長、三浦誠です。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

三浦です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

教育委員会事務局副局長、平岩晃です。今回、昇格であります。

○教育委員会事務局副局長（平岩 晃）

平岩です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

教育委員会事務局学校給食センター所長、前芝由希です。

○教育委員会事務局学校給食センター所長（前芝由希）

前芝です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

住民課長、瀬田和哉です。今回、昇格であります。

○住民課長（瀬田和哉）

瀬田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

住民課副課長、陸平志保です。

○住民課副課長（陸平志保）

陸平です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

住民課副課長、芦口正史です。今回、上大中清掃施設組合から帰任しています。

○住民課副課長（芦口正史）

芦口です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

税務課長、笠松昭宏です。今回、昇格であります。

○税務課長（笠松昭宏）

笠松です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

福祉課長、木村陽子です。今回、昇格であります。

○福祉課長（木村陽子）

木村です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

福祉課副課長、芝健治です。

○福祉課副課長（芝 健治）

芝です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

福祉課副課長、坂本真理子です。今回、昇格であります。

○福祉課副課長（坂本真理子）

坂本です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

長寿課長、宮本真里です。今回、昇格であります。

○長寿課長（宮本真里）

宮本です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

長寿課副課長、目良大敏です。今回、昇格であります。

○長寿課副課長（目良大敏）

目良です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

以上2名になります。今後ともご指導賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

△日程第3 報告第2号～日程第9 議案第37号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第3 報告第2号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の件から日程第9、議案第37号、調停の成立につき議決を求めることについての件まで8件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

笠松君。

○税務課長（笠松昭宏）

おはようございます。私からは、報告第2号についてご説明申し上げます。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第2号、上富田町税条例等の一部を改正する条例。

令和3年5月12日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第2号、上富田町税条例等の一部を改正する条例。

上富田町税条例等の一部を別紙のように改正する。

令和3年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

1ページをお願いします。

上富田町税条例等の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、上富田町税条例等につきましても一部改正を行い、同日付で専決処分し、本議会において報告し、承認を求めるものであります。

それでは、主な改正事項について、新旧対照表に沿ってご説明申し上げます。

10ページをご覧ください。

下段に特定一般用医薬品等購入費、いわゆるセルフメディケーション税制対象医薬品購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を5年延長とする措置として、附則第6条を改正しています。

内容といたしましては、特定の医薬品購入額の所得控除制度は、平成29年から令和3年末までの事前措置でありましたが、今回、自主服薬に取り組む環境を整備することが医療費の適正化に資することから、適用期限を5年延長し、令和9年度までとする旨の改正であります。

施行日は、令和4年1月1日となります。

続きまして、13ページから16ページをご覧ください。

宅地等及び農地等に対して課する固定資産税の特例について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置を継続し、令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置として、附則第12条及び第13条を改正しています。

内容といたしましては、宅地等及び農地等の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの3年間、据置き年度においての価格の下落修正を行う措置をはじめ、現行の負担調整措置を継続することとし、その上で新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感

に配慮する観点から、令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置とする旨の改正であります。

施行日は、令和3年4月1日となります。

続きまして、17ページ下段をご覧ください。

軽自動車税の環境性能割の非課税について、適用期限を9か月延長する措置として、附則第15条の2を改正しています。

内容といたしましては、昨年度、令和2年10月1日から令和3年3月31日にまで非課税措置期間を6か月延長されましたが、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向等を総合的に勘案し、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする旨の改正であります。

施行日は、令和3年4月1日となります。

続きまして、18ページから21ページをご覧ください。

軽自動車税の種別割の税率の特例について、重点化等を行った上で2年間延長する措置として、附則第16条を改正しています。

内容といたしましては、令和元年度税制改正において、自家用乗用車に関して2年延長した上で対象を電気自動車等に重点化されましたが、今回、重点化されていない営業用乗用車及び軽貨物自動車の見直しが行われました。具体的には、営業用乗用車及び軽貨物自動車に関する取扱いについて、軽貨物自動車については電気自動車等に適用対象を限定とすることとし、営業用乗用車についてはグリーン化特例、いわゆる排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車に対して、その性能に応じて軽自動車税を軽減する特別措置のことでありますが、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例期限を2年間とするというものであります。また、第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、附則第16条改正に伴う項ずれによる改正でございます。

施行日は、令和3年4月1日となります。

続きまして、21ページ下段から22ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、昨年、附則第26条で新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を新設しています。今回、第2項を追加して、新型コロナウイルスの影響により住宅取得環境が厳しさを増しているため、消費税率10%の引上げに伴う反動減対策の上乗せとして措置した控除期間13年間の特例について、1年延長し令和4年末までの入居者を対象とし、また、延長した部分に限り合計所得金額1,000万以下のものについては、床面積40平米から50平米までの住宅も対象とする特例措置が講じられます。また、

所得税額から控除し切れない額は、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除することの規定の整備となります。

施行日は、令和3年4月1日となります。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。

附則第1条において、この条例は、令和3年4月1日から施行し、施行日の異なる改正条文につきましては、それぞれ各号に記載しています。

また、附則第2条に町民税、第3条に固定資産税、第4条には軽自動車税に関する経過措置について記載しておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

中島君。

○総務課副課長（中島正博）

よろしくお願いいたします。私からは、報告第3号から第5号までにつきましてご説明をいたします。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めら

記。

専決第3号、上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

令和3年5月12日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第3号、上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のとおり改正する。

令和3年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正。

上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中、「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を、「記載しなければならない」に改める。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしてございます。

この条例は、行政改革の一環といたしまして、申請書等における押印省略が国をはじ

め行われてございまして、国から固定資産評価審査委員会に関するモデル条例の改正が示されたことにより、3月31日付で改正したものです。今回、議会に報告し、承認を求めるものです。

次のページに参考資料として新旧対照表をつけてございますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、報告第4号でございます。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第4号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第9号）。

令和3年5月12日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第4号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第9号）。

令和2年度上富田町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,477万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億3,277万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和3年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

以下、款の項目と金額のみを読み上げます。項の項目と金額につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどをお願いいたします。

歳入でございます。

18款寄附金で、補正前の額に200万円を追加、2億442万7,000円と定めています。

19款繰入金、補正前の額に1,241万5,000円を追加。

21款諸収入、補正前の額に36万4,000円を追加。

以上、歳入合計では、補正前の額に1,477万9,000円を追加、86億3,277万5,000円と定めています。

続いて、3ページです。

歳出です。

2款総務費、補正前の額に1,377万9,000円を追加し、27億167万3,000円と定めています。

6款商工費、補正前の額に100万円を追加。

以上、歳出合計では、補正前の額に1,477万9,000円を追加、86億3,277万5,000円と定めています。

次のページをお願いします。

第2表 繰越明許費。

2款総務費、共同作業場土壌検査事業で1,270万5,000円。

7款土木費、訴訟業務委託事業で100万円、道路メンテナンス事業で1,031万円。

9款教育費、公園遊具設置事業で297万円。

10款災害復旧費、現年発生公共土木施設災害復旧事業で3,100万円。

以上、合計で5,798万5,000円と定めています。

次のページ、5ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、このページから7ページまでは、恐れ入りますがお目直しをお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出から説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

10ページ、歳出でございます。

2款総務費の1項総務管理費で、2目財産管理費で1,177万9,000円の追加。詳細は13節委託料の土壌検査委託料と、28節繰出金、宅地造成事業会計への繰出金を措置してございます。6目みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業200万円の追加。企業版ふるさと納税を頂いた額を、基金への積立金を措置してございます。

6款商工費の1項商工費で100万円の追加。今の企業版ふるさと納税で頂いた寄附金を、くまいちプロジェクト事業費補助金として支出する額を措置してございます。

続いて、8ページで歳入のほうの説明をいたします。

歳入でございます。

18款寄附金の1項寄附金で200万円の追加。企業版ふるさと納税の寄附金の歳入でございます。

19款繰入金の2項基金繰入金、合計で1,241万5,000円の追加。ふるさと納税で頂いたものを全額一旦さわやか上富田まちづくり基金に積み立てるのでございますが、それから先ほどの商工費として補助金と支出した部分について、この基金から一般会計に繰り入れるという措置がこの上の100万円でございます。6目の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正において必要な一般財源を補填するものでございます。

21款諸収入の2項雑入で36万4,000円の追加。過年度分の土地購入費を返還いただいたものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、報告第5号に移ります。

一枚紙の議案でございます。

報告第5号、令和2年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費の共同作業場土壌検査事業で繰越額1,270万5,000円。

7款土木費、1項土木管理費の訴訟業務委託事業で100万円。2項道路橋梁費の道路メンテナンス事業で1,031万円。

9款教育費、5項保健体育費で公園遊具設置事業で297万円。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費の現年発生公共土木施設災害復旧事業で3,100万円。

合計で5,798万5,000円と定めています。

内訳につきましては、国庫支出金の合計2,579万7,000円、地方債の合計1,290万円、一般財源合計で1,780万3,000円と定めています。

令和3年5月12日提出、上富田町長奥田誠。

この報告につきましては、先ほどの専決第4号の第2表によって説明いたしました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条の規定に基づき、財源内訳とともに報告するものでございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

私からの報告は以上です。

○議長（大石哲雄）

瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

よろしく申し上げます。私からは、報告第6号をご説明いたします。

報告第6号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第5号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）。

令和3年5月12日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第5号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）。

令和2年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,416万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入につきましては、6款歳入では、補正前の額に48万9,000円を追加し、1億6,811万6,000円と定めています。

歳入合計に48万9,000円を追加し、合計18億9,416万2,000円としてございます。

続きまして、歳出です。

5款保健事業費では、補正前の額に48万9,000円を追加し、1,899万5,000円と定めています。

歳出合計は、補正額48万9,000円を追加し、18億9,416万2,000円としてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願いいたします。6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入でございます。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金では48万9,000円の追加です。

3、歳出につきましては、5款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費では、

補正額 29万4,000円の追加でございます。人間ドック委託料分でございます。

5款保健事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費では19万5,000円の追加。これにつきましては、特定健康診査委託料の追加でございます。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

山根君。

○建設課副課長（山根康生）

よろしく申し上げます。私からは、報告第7号についてご説明いたします。

報告第7号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第6号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）。

令和3年5月12日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第6号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）。

令和2年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,018万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款繰入金、補正前の額に440万9,000円を追加し、440万9,000円。

歳入合計では、補正前の額に440万9,000円を追加し、3億1,018万3,000円と定めてございます。

歳出でございます。

4款予備費、補正前の額に440万9,000円を追加し、5,549万3,000円。

歳出合計では、補正前の額に440万9,000円を追加し、3億1,018万3,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額に440万9,000円を追加し、440万9,000円。

計としまして、補正前の額に440万9,000円を追加し、440万9,000円と定めてございます。

歳出でございます。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、補正前の額に440万9,000円を追加し、5,549万3,000円。

計としまして、補正前の額に440万9,000円を追加し、5,549万3,000円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

谷本君。

○上下水道課長（谷本 誠）

よろしくお願いいたします。私からは、報告第8号についてご説明を申し上げます。

報告第8号、上富田町水道事業会計建設改良費の繰越について。

令和2年度上富田町水道事業会計予算において、次のとおり建設改良に要する経費を翌年度に繰越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和3年5月12日提出、上富田町長奥田誠。

令和2年度上富田町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、事業名としまして配水設備改良事業費で、予算計上額1億5,062万円、支払い義務の発生額が6,438万8,000円、翌年度への繰越額につきましては3,160万200円と定めてございます。これにつきましては、上岩田地区で水道管の布設替えを行っている工事につきまして、工事計画の変更により仮設配管工事の追加、また各工区区間の施工時期の調整に不測の日数を要したため工程調整を行い、岩田地区配水管布設替え工事の繰越を行うものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

よろしく申し上げます。それでは、私のほうからは、議案第37号についてご説明申し上げます。

議案第37号、調停の成立につき議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和3年5月12日、上富田町長奥田誠。

調停の成立につき議決を求めることについて。

下記のとおり調停を成立させることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、事件名。

田辺簡易裁判所、令和3年（ノ）第4号、費用負担割合確定請求調停事件。

2、申立人。

（1）所在地、和歌山県田辺市稲成町204番地の1。

（2）名称、株式会社カナセ。

（3）代表者、代表取締役、金谷清道。

3、調停を成立される理由。

上富田町と申立人との間で、上富田町朝来字大内谷1838番1の土地に新工場を建設する費用負担割合について、確定請求調停及び上富田町事業所等立地促進要綱の特例を定める要綱が整ったため。

4、調停事項案。

（別紙）調停条項案のとおり。

調停条項案において、「相手方」とは、上富田町を指します。

本議案につきましては、去る4月13日に上富田町と申立人の株式会社カナセにおいて、確定請求調停並びにそれに伴う上富田町事業所等立地促進要綱の特例を定める要綱が整ったため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

2ページ、3ページに調停条項案並びに調停条項案の挿入追記、その他についての項目を添付していますのでご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって、提案理由の説明を終わります。

午前10時まで休憩します。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時58分

○議長（大石哲雄）

再開します。

これより審議に入ります。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。が、樫木議員より挙手の申出がございますので、これを許可いたします。

△日程第3 報告第2号

○議長（大石哲雄）

日程第3 報告第2号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第2号、上富田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

△日程第4 報告第3号

○議長（大石哲雄）

日程第4 報告第3号、上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第3号、上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

△日程第5 報告第4号

○議長（大石哲雄）

日程第5 報告第4号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第9号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本君。

○6番（吉本和広）

11ページの宅地造成事業への繰出金について質問いたします。

この案件が成立した時期はいつの時期ですか。

以上です。

○議長（大石哲雄）

答弁願います。

中島君。

○総務課副課長（中島正博）

質疑にお答えいたします。

11ページ、宅造事業会計の繰出金の繰出した時期につきましては3月31日付、この補正予算の専決時でございますが、この宅造会計の土地のやり取りにつきましては、昨年8月の時点でございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

報告第4号、専決処分の承認を求めることについての反対討論を行います。

専決第4号、令和2年度上富田町一般会計補正予算、この専決処分には特別会計宅地造成事業繰出金が含まれています。この特別会計宅地造成事業は、専決処分の案件ではなく、議案として提案されるべきものです。よって反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第4号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について承認を求めることを採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は承認することに決しました。

△日程第6 報告第5号

○議長（大石哲雄）

日程第6 報告第5号、令和2年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第5号、令和2年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書の専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

△日程第7 報告第6号

○議長（大石哲雄）

日程第7 報告第6号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第6号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）の専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

△日程第8 報告第7号

○議長（大石哲雄）

日程第8 報告第7号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

吉本君。

○6番（吉本和広）

報告第7号、専決処分の承認を求めることについての反対討論を行います。

報告第7号は、専決処分の案件ではなく、その交渉が成立した時期の議会に議案として提出されるべきものだと思いますので、これに反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第7号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）の専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は承認することに決しました。

△日程第9 報告第8号

○議長（大石哲雄）

日程第9 報告第8号、上富田町水道事業会計建設改良費の繰越についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第8号、上富田町水道事業会計建設改良費の繰越についての専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

△日程第10 議案第37号

○議長（大石哲雄）

日程第10 議案第37号、調停の成立につき議決を求めることについての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

議案第37号、調停の成立につき議決を求めることについての反対討論をします。

カナセ工業との調停の成立についての議案ですが、これまでの町当局とカナセ側の交渉については誠実に対応されたと思います。ただ、本調停に基づき、特例として5,000万円もの助成金を出すことに町民の理解が得られるか疑問です。そもそも、前町政

が議会にも知らせることなく、一私企業であるカナセ工業と確約書を交わしており、カナセ側から貴町前町長の強い要望により新工場建設を決定したと反論されています。経過からすれば責任は前町長にあり、その責任を町民に負わせる今回の議案に反対します。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第37号、調停の成立につき議決を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和3年第1回上富田町議会臨時会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に上程しました報告、議案につきまして慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして誠にありがとうございます。

令和2年度一般会計につきましては、令和2年度の実質収支を見込んだ最終予算であります。5月31日の出納閉鎖で決算することになっております。一般会計の決算状況では、上富田町は現在、大変厳しい財政状況に変わりなく、効率的で持続可能な行財政運営を確保するため、今後も財政の健全化に取り組む必要がありますので、監査委員の指摘事項を十分に反映し、なお一層取組を進めてまいりますので、議員各位のご理解

とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私といたしましては、さらに議会との連携・協調を図りながら、多様化する住民ニーズに応えつつ、アフターコロナ時代の新しい日常生活にふさわしい行財政体制を目指し、第5次上富田町総合計画の基本理念、明るく豊かで元気な人づくり・まちづくり、将来像の花咲く明日につながる口熊野かみとんだに全力で取り組み、一つでも町民の皆さんの期待に応えられるよう行政運営を行いますので、温かいご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、先ほど議長のほうからお話がありましたが、政府は5月7日に、4都府県の緊急事態宣言について、昨日までの期限を5月31日まで延長するとともに、愛知県と福岡県を本日から対象地域に加えると決定しています。

また、仁坂知事も5月7日付で、県民の皆様へのお願いを5月31日まで継続すると発表されています。特にお願いしたい項目では、不要不急の外出の自粛と、和歌山市内の飲食店の営業時間短縮要請となっております。

上富田町も気を緩めることなく、感染予防に細心の注意を払いながら、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したまま、感染予防に万全の対策をもって行政運営を行いますので、議員各位、町民の皆さんにも感染予防のご協力をお願いいたしまして、閉会の挨拶といたします。

本日は本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

これにて令和3年第1回上富田町議会臨時会を閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれにて閉会することに決しました。

これにて令和3年第1回上富田町議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 山本 哲也

議事録署名議員 木本 眞次